

事務連絡  
令和6年1月31日

都道府県  
各 指定都市 介護保険主管部（局） 御中  
中核市

厚生労働省老健局老人保健課  
高齢者支援課  
認知症施策・地域介護推進課

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を  
改正する省令の正誤について

介護保険制度の運営につきましては、平素より種々ご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

先日1月25日に公布された「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」（令和6年厚生労働省令第16号。以下「改正省令」という。）において、官報の誤りがありました。

改正省令の一部が施行される令和6年4月1日までには、官報正誤が行われる予定ですが、官報正誤（予定）の内容は別紙のとおりですので、条例作成に当たっては、特段のご配慮をお願いいたします。

貴部局におかれましては、内容をご了知の上、令和6年度介護報酬改定の円滑な施行に向けてご協力いただきますよう、よろしく御礼申し上げます。また、管内市町村、事業所等への周知についてもよろしくお取り計らい願います。

官報正誤（予定）の内容について

官報のページ	修正前（官報）	修正後（官報正誤として同一内容を掲載予定）
p. 142 改正後欄 終りから 3 行目	・・・健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号） 第二十六条の規定による改正前の法第八条第一項第三号に規定する指 定介護療養型医療施設・・・	・・・健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号） 第二十六条の規定による改正前の法第 <u>四十八</u> 条第一項第三号に規定す る指定介護療養型医療施設・・・
p. 182 改正後欄 10 行目	・・・健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号） 第二十六条の規定による改正前の法第八条第一項第三号に規定する指 定介護療養型医療施設・・・	・・・健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号） 第二十六条の規定による改正前の法第 <u>四十八</u> 条第一項第三号に規定す る指定介護療養型医療施設・・・
p. 185 改正後欄 終りから 17 行目	・・・共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービ ス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス <u>又は</u> 地域密着型介 護予防サービス・・・	・・・共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービ ス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス <u>若しくは</u> 地域密着 型介護予防サービス・・・
p. 185 改正前欄 終りから 17 行目	・・・共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービ ス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス <u>若しくは</u> 地域密着 型介護予防サービス・・・	・・・共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービ ス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密着 型介護予防サービス・・・
p. 189 改正後欄 15 行目	・・・当該併設される事業所の介護支援専門員により当該指定介護老人 福祉施設の <u>利用者</u> の処遇が適切に行われると認められるときは、・・・	・・・当該併設される事業所の介護支援専門員により当該指定介護老人 福祉施設の <u>入所者</u> の処遇が適切に行われると認められるときは、・・・
p. 192 改正後欄 終りから 10 行目	・・・当該介護老人保健施設に係る <u>指定</u> を行った都道府県知事に届け出 なければならない。	・・・当該介護老人保健施設に係る <u>許可</u> を行った都道府県知事に届け出 なければならない。
p. 196 改正後欄 終りから 14 行目	5 ユニット型特別養護老人ホームの <u>管理者</u> は、ユニット型施設の管 理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。	5 ユニット型特別養護老人ホームの <u>施設長</u> は、ユニット型施設の管 理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。
p. 201 改正後欄 終りから 14 行目	・・・当該介護医療院に係る <u>指定</u> を行った都道府県知事に届け出なけれ ばならない。	・・・当該介護医療院に係る <u>許可</u> を行った都道府県知事に届け出なけれ ばならない。

※赤字が修正箇所を示す。